



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1

**告 示**

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 3

**公 告**

- 港湾隣接地域を指定することについての公聴会の開催・2件（港湾課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）……………10

**人事委員会事項**

- 沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令……………11

**収用委員会事項**

- 収用及び使用の裁決手続開始の決定・2件……………13
- 収用の裁決手続開始の決定……………14

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第67号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項又は第5項」に、「戸籍謄本又は戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）」を「本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類」に改め、同条第2項中「第4条第3項」を「第4条第5項」に改める。

第7条第1項中「免許証又は免許証明書」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 二級建築士又は木造建築士が法第8条の2第1号又は第2号に掲げる場合に該当することとなったとき 当該二級建築士又は木造建築士に係る免許証又は免許証明書
- (2) 二級建築士又は木造建築士が法第8条の2第3号に掲げる場合に該当することとなったとき 当該二級建築士又は木造建築士に係る病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

第7条第4項を次のように改める。

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあっては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当するときに限る。）若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

第21条中「第9条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第1号様式中「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、

欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/>
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで

を

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>

に

改める。

第6号様式中

6 届出の理由	1 死亡 2 後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと 3 禁錮以上の刑に処せられたこと 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたこと
---------	--

を

6 届出の理由	1 死亡 2 禁錮以上の刑に処せられたこと 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたこと 4 心身の故障により建築士の業務を適正に行うことができない場合
---------	--

に

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「第4条第2項又は第3項」を「第4条第3項又は第5項」に改める部分に限る。）は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日（令和2年3月1日）から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第423号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和元年12月6日

沖縄県文化観光スポーツ部長 新 垣 健 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和2年2月28日から同年5月10日まで
- 4 観覧料の額  
令和元年度美術館企画展「みんなのレオ・レオーニ展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般及び大学生	1,200円	1,000円
	高校生	1,000円	800円
	中学生及び小学生	600円	500円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生」、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
  - 2 「大学生」とは、大学の学生その他これに準ずる者をいう。
  - 3 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
  - 4 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
  - 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

**公 告**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域を指定することについて次のとおり公聴会を開催する。

令和元年12月6日

中城湾港港湾管理者 沖縄県  
代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和2年1月22日 午後2時開始
- 2 場所 与那原町コミュニティーセンター 与那原町字与那原712番地
- 3 指定しようとする地域 中城湾港東浜・東崎地区 基点1と基点1から205度13分02秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点1から基点230までを順次直線で結んだ線、基点230と基点230から238度03分23秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域  
基点1 四等三角点（吉3）与那覇（北緯26度12分07秒223、東経127度44分51秒348）から89度46分56

## 秒1,974.57メートルの地点

- 基点2 基点1から25度13分02秒6.99メートルの地点
- 基点3 基点2から25度13分03秒20.84メートルの地点
- 基点4 基点3から288度19分20秒3.86メートルの地点
- 基点5 基点4から288度19分45秒16.13メートルの地点
- 基点6 基点5から289度03分59秒8.17メートルの地点
- 基点7 基点6から296度29分36秒40.82メートルの地点
- 基点8 基点7から206度29分17秒5.99メートルの地点
- 基点9 基点8から287度30分52秒6.08メートルの地点
- 基点10 基点9から287度26分08秒17.73メートルの地点
- 基点11 基点10から287度26分07秒13.46メートルの地点
- 基点12 基点11から287度26分12秒11.83メートルの地点
- 基点13 基点12から287度26分18秒10.61メートルの地点
- 基点14 基点13から287度28分59秒12.14メートルの地点
- 基点15 基点14から287度27分11秒26.44メートルの地点
- 基点16 基点15から287度26分42秒3.60メートルの地点
- 基点17 基点16から278度46分24秒25.30メートルの地点
- 基点18 基点17から252度40分39秒13.63メートルの地点
- 基点19 基点18から273度02分38秒14.29メートルの地点
- 基点20 基点19から260度23分05秒5.78メートルの地点
- 基点21 基点20から274度23分20秒30.68メートルの地点
- 基点22 基点21から274度23分21秒27.94メートルの地点
- 基点23 基点22から274度19分26秒21.48メートルの地点
- 基点24 基点23から274度22分03秒9.71メートルの地点
- 基点25 基点24から273度11分45秒13.77メートルの地点
- 基点26 基点25から273度11分53秒8.10メートルの地点
- 基点27 基点26から274度02分32秒59.67メートルの地点
- 基点28 基点27から273度42分39秒39.86メートルの地点
- 基点29 基点28から275度21分57秒50.15メートルの地点
- 基点30 基点29から273度39分13秒50.15メートルの地点
- 基点31 基点30から272度23分45秒45.78メートルの地点
- 基点32 基点31から4度50分51秒2.37メートルの地点
- 基点33 基点32から274度58分01秒5.58メートルの地点
- 基点34 基点33から206度32分14秒2.77メートルの地点
- 基点35 基点34から296度40分54秒2.19メートルの地点
- 基点36 基点35から266度32分25秒37.94メートルの地点
- 基点37 基点36から274度57分36秒25.38メートルの地点
- 基点38 基点37から274度58分31秒2.15メートルの地点
- 基点39 基点38から244度32分34秒9.80メートルの地点
- 基点40 基点39から206度31分26秒45.58メートルの地点
- 基点41 基点40から210度07分36秒0.76メートルの地点
- 基点42 基点41から217度03分54秒0.76メートルの地点
- 基点43 基点42から224度05分32秒0.75メートルの地点
- 基点44 基点43から231度42分24秒0.75メートルの地点
- 基点45 基点44から238度50分02秒0.74メートルの地点
- 基点46 基点45から247度00分40秒1.00メートルの地点
- 基点47 基点46から255度38分43秒0.74メートルの地点
- 基点48 基点47から262度37分59秒0.76メートルの地点
- 基点49 基点48から269度50分58秒0.76メートルの地点
- 基点50 基点49から276度40分59秒0.75メートルの地点

基点51	基点50から284度23分13秒0.75メートルの地点
基点52	基点51から288度08分22秒20.18メートルの地点
基点53	基点52から288度06分26秒10.23メートルの地点
基点54	基点53から288度07分37秒25.77メートルの地点
基点55	基点54から288度06分22秒10.25メートルの地点
基点56	基点55から288度08分02秒41.83メートルの地点
基点57	基点56から288度08分29秒13.58メートルの地点
基点58	基点57から288度07分24秒76.25メートルの地点
基点59	基点58から339度02分09秒5.04メートルの地点
基点60	基点59から29度54分45秒9.39メートルの地点
基点61	基点60から29度54分50秒5.96メートルの地点
基点62	基点61から293度27分31秒16.10メートルの地点
基点63	基点62から209度55分22秒4.15メートルの地点
基点64	基点63から209度54分48秒12.73メートルの地点
基点65	基点64から249度01分29秒6.20メートルの地点
基点66	基点65から288度10分08秒18.87メートルの地点
基点67	基点66から307度54分08秒31.72メートルの地点
基点68	基点67から308度00分47秒12.50メートルの地点
基点69	基点68から307度59分45秒40.06メートルの地点
基点70	基点69から310度13分46秒1.00メートルの地点
基点71	基点70から315度17分04秒0.99メートルの地点
基点72	基点71から319度56分24秒1.00メートルの地点
基点73	基点72から324度42分29秒1.00メートルの地点
基点74	基点73から329度39分11秒1.00メートルの地点
基点75	基点74から334度47分34秒1.00メートルの地点
基点76	基点75から339度15分05秒1.01メートルの地点
基点77	基点76から344度32分23秒1.00メートルの地点
基点78	基点77から348度19分06秒0.99メートルの地点
基点79	基点78から353度33分33秒1.00メートルの地点
基点80	基点79から358度05分03秒13.99メートルの地点
基点81	基点80から1度25分35秒1.00メートルの地点
基点82	基点81から4度33分26秒0.96メートルの地点
基点83	基点82から9度47分03秒0.99メートルの地点
基点84	基点83から14度47分55秒1.00メートルの地点
基点85	基点84から19度24分41秒1.00メートルの地点
基点86	基点85から24度49分09秒0.99メートルの地点
基点87	基点86から28度36分54秒1.00メートルの地点
基点88	基点87から34度04分12秒1.00メートルの地点
基点89	基点88から38度02分56秒1.01メートルの地点
基点90	基点89から41度28分33秒0.72メートルの地点
基点91	基点90から47度02分49秒0.81メートルの地点
基点92	基点91から325度44分25秒6.08メートルの地点
基点93	基点92から9度19分36秒6.18メートルの地点
基点94	基点93から7度21分29秒48.62メートルの地点
基点95	基点94から358度10分03秒67.20メートルの地点
基点96	基点95から358度12分08秒2.50メートルの地点
基点97	基点96から358度23分27秒2.49メートルの地点
基点98	基点97から358度43分22秒2.46メートルの地点
基点99	基点98から359度17分47秒2.44メートルの地点
基点100	基点99から0度00分00秒2.41メートルの地点

基点101	基点100から0度56分04秒2.39メートルの地点
基点102	基点101から1度59分08秒2.36メートルの地点
基点103	基点102から3度16分48秒2.34メートルの地点
基点104	基点103から4度43分58秒2.31メートルの地点
基点105	基点104から6度20分04秒2.29メートルの地点
基点106	基点105から8度06分14秒2.17メートルの地点
基点107	基点106から9度48分49秒2.17メートルの地点
基点108	基点107から11度33分30秒2.17メートルの地点
基点109	基点108から13度17分14秒2.17メートルの地点
基点110	基点109から15度00分34秒2.17メートルの地点
基点111	基点110から16度43分55秒2.17メートルの地点
基点112	基点111から18度27分05秒2.17メートルの地点
基点113	基点112から20度11分27秒2.16メートルの地点
基点114	基点113から21度55分03秒2.29メートルの地点
基点115	基点114から23度33分56秒2.31メートルの地点
基点116	基点115から25度01分16秒2.34メートルの地点
基点117	基点116から26度15分42秒2.36メートルの地点
基点118	基点117から27度22分45秒2.39メートルの地点
基点119	基点118から28度15分03秒2.41メートルの地点
基点120	基点119から28度59分59秒2.44メートルの地点
基点121	基点120から28度59分59秒2.46メートルの地点
基点122	基点121から29度53分45秒2.49メートルの地点
基点123	基点122から30度04分29秒2.52メートルの地点
基点124	基点123から30度06分51秒44.85メートルの地点
基点125	基点124から73度18分18秒10.26メートルの地点
基点126	基点125から33度28分05秒16.11メートルの地点
基点127	基点126から343度18分42秒10.93メートルの地点
基点128	基点127から30度06分49秒77.74メートルの地点
基点129	基点128から30度06分53秒3.38メートルの地点
基点130	基点129から30度36分11秒3.65メートルの地点
基点131	基点130から31度36分04秒3.65メートルの地点
基点132	基点131から32度34分33秒3.65メートルの地点
基点133	基点132から33度12分52秒0.86メートルの地点
基点134	基点133から33度27分30秒1.16メートルの地点
基点135	基点134から34度16分37秒4.81メートルの地点
基点136	基点135から35度34分49秒4.81メートルの地点
基点137	基点136から36度53分03秒4.81メートルの地点
基点138	基点137から38度10分50秒4.81メートルの地点
基点139	基点138から39度29分46秒2.72メートルの地点
基点140	基点139から39度28分07秒2.09メートルの地点
基点141	基点140から40度46分59秒4.81メートルの地点
基点142	基点141から41度48分19秒2.60メートルの地点
基点143	基点142から82度14分44秒6.16メートルの地点
基点144	基点143から43度10分21秒20.37メートルの地点
基点145	基点144から355度38分01秒4.74メートルの地点
基点146	基点145から50度00分14秒2.35メートルの地点
基点147	基点146から50度42分08秒1.93メートルの地点
基点148	基点147から51度58分44秒7.74メートルの地点
基点149	基点148から54度30分17秒19.78メートルの地点
基点150	基点149から54度47分34秒162.79メートルの地点

基点151	基点150から54度45分18秒0.70メートルの地点
基点152	基点151から54度47分42秒1.50メートルの地点
基点153	基点152から54度47分42秒1.50メートルの地点
基点154	基点153から54度48分16秒1.49メートルの地点
基点155	基点154から54度51分12秒1.39メートルの地点
基点156	基点155から57度04分12秒1.14メートルの地点
基点157	基点156から116度44分06秒3.76メートルの地点
基点158	基点157から56度30分38秒27.36メートルの地点
基点159	基点158から52度22分12秒149.79メートルの地点
基点160	基点159から52度22分12秒154.48メートルの地点
基点161	基点160から52度22分12秒8.04メートルの地点
基点162	基点161から322度22分22秒10.51メートルの地点
基点163	基点162から52度17分32秒37.11メートルの地点
基点164	基点163から142度06分25秒0.28メートルの地点
基点165	基点164から52度17分39秒2.90メートルの地点
基点166	基点165から62度29分16秒0.10メートルの地点
基点167	基点166から62度35分33秒11.52メートルの地点
基点168	基点167から95度54分53秒19.33メートルの地点
基点169	基点168から93度18分56秒5.23メートルの地点
基点170	基点169から88度36分45秒16.43メートルの地点
基点171	基点170から87度05分44秒21.51メートルの地点
基点172	基点171から86度19分09秒21.29メートルの地点
基点173	基点172から87度15分47秒8.46メートルの地点
基点174	基点173から131度34分17秒17.58メートルの地点
基点175	基点174から126度31分46秒6.33メートルの地点
基点176	基点175から101度34分11秒0.77メートルの地点
基点177	基点176から101度35分24秒30.94メートルの地点
基点178	基点177から101度35分56秒0.85メートルの地点
基点179	基点178から43度45分51秒10.39メートルの地点
基点180	基点179から38度12分47秒24.24メートルの地点
基点181	基点180から79度20分56秒3.71メートルの地点
基点182	基点181から76度50分33秒21.23メートルの地点
基点183	基点182から76度24分18秒21.24メートルの地点
基点184	基点183から74度36分36秒11.16メートルの地点
基点185	基点184から74度36分59秒10.14メートルの地点
基点186	基点185から67度17分29秒16.42メートルの地点
基点187	基点186から72度39分18秒4.88メートルの地点
基点188	基点187から70度39分10秒21.23メートルの地点
基点189	基点188から67度01分17秒21.04メートルの地点
基点190	基点189から63度49分11秒20.82メートルの地点
基点191	基点190から61度36分01秒20.60メートルの地点
基点192	基点191から57度50分51秒20.38メートルの地点
基点193	基点192から57度02分36秒20.15メートルの地点
基点194	基点193から57度47分08秒20.00メートルの地点
基点195	基点194から57度46分52秒20.00メートルの地点
基点196	基点195から58度39分02秒8.97メートルの地点
基点197	基点196から58度38分45秒11.02メートルの地点
基点198	基点197から59度13分03秒20.00メートルの地点
基点199	基点198から58度55分55秒19.99メートルの地点
基点200	基点199から58度55分46秒20.00メートルの地点

基点201 基点200から58度55分55秒19.99メートルの地点  
 基点202 基点201から58度55分46秒20.00メートルの地点  
 基点203 基点202から58度56分00秒20.00メートルの地点  
 基点204 基点203から57度47分06秒20.00メートルの地点  
 基点205 基点204から58度38分35秒20.00メートルの地点  
 基点206 基点205から58度38分44秒20.00メートルの地点  
 基点207 基点206から59度12分47秒1.50メートルの地点  
 基点208 基点207から97度52分40秒16.00メートルの地点  
 基点209 基点208から57度53分58秒3.38メートルの地点  
 基点210 基点209から57度53分45秒20.05メートルの地点  
 基点211 基点210から57度53分00秒2.56メートルの地点  
 基点212 基点211から59度12分11秒1.00メートルの地点  
 基点213 基点212から12度25分51秒13.58メートルの地点  
 基点214 基点213から59度13分03秒9.69メートルの地点  
 基点215 基点214から149度15分38秒0.70メートルの地点  
 基点216 基点215から58度18分07秒12.50メートルの地点  
 基点217 基点216から58度26分52秒7.50メートルの地点  
 基点218 基点217から46度48分41秒12.99メートルの地点  
 基点219 基点218から274度29分10秒6.63メートルの地点  
 基点220 基点219から276度26分20秒8.00メートルの地点  
 基点221 基点220から278度29分47秒8.00メートルの地点  
 基点222 基点221から280度11分42秒7.48メートルの地点  
 基点223 基点222から282度11分55秒7.38メートルの地点  
 基点224 基点223から283度41分32秒4.84メートルの地点  
 基点225 基点224から284度45分49秒4.77メートルの地点  
 基点226 基点225から286度41分54秒6.64メートルの地点  
 基点227 基点226から288度03分19秒6.63メートルの地点  
 基点228 基点227から290度06分36秒8.48メートルの地点  
 基点229 基点228から290度07分09秒3.59メートルの地点  
 基点230 基点229から238度03分23秒8.33メートルの地点

- 4 意見の申出の方法及び提出期限 指定しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、令和元年12月27日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域を指定することについて次のとおり公聴会を開催する。

令和元年12月6日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時 令和2年1月22日 午後2時開始

2 場所 与那原町コミュニティーセンター 与那原町字与那原712番地

3 指定しようとする地域

(1) 中城湾港東崎地区1 基点1と基点1から243度24分18秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点1から基点70までを順次直線で結んだ線、基点70と基点70から41度47分43秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域

基点1 四等三角点（吉5）我謝（北緯26度12分50秒742、東経127度46分21秒05）から252度35分07秒887.95メートルの地点

基点2 基点1から63度24分18秒12.03メートルの地点

基点3 基点2から56度02分50秒8.47メートルの地点



基点4	基点3から139度46分28秒1.22メートルの地点
基点5	基点4から128度50分42秒1.06メートルの地点
基点6	基点5から118度49分51秒1.36メートルの地点
基点7	基点6から112度08分30秒2.00メートルの地点
基点8	基点7から106度45分23秒2.00メートルの地点
基点9	基点8から101度13分12秒2.00メートルの地点
基点10	基点9から96度36分09秒2.00メートルの地点
基点11	基点10から92度46分36秒0.69メートルの地点
基点12	基点11から90度34分40秒0.69メートルの地点
基点13	基点12から90度06分50秒2.00メートルの地点
基点14	基点13から90度53分56秒2.74メートルの地点
基点15	基点14から87度57分58秒4.00メートルの地点
基点16	基点15から85度14分28秒4.00メートルの地点
基点17	基点16から83度00分54秒4.01メートルの地点
基点18	基点17から80度59分40秒3.90メートルの地点
基点19	基点18から79度12分16秒6.00メートルの地点
基点20	基点19から79度12分29秒6.00メートルの地点
基点21	基点20から79度12分50秒6.00メートルの地点
基点22	基点21から78度58分54秒6.00メートルの地点
基点23	基点22から78度03分03秒4.00メートルの地点
基点24	基点23から76度43分18秒3.99メートルの地点
基点25	基点24から75度15分49秒4.00メートルの地点
基点26	基点25から74度08分26秒0.82メートルの地点
基点27	基点26から74度08分52秒3.13メートルの地点
基点28	基点27から72度54分01秒4.05メートルの地点
基点29	基点28から71度30分55秒4.00メートルの地点
基点30	基点29から69度29分57秒4.24メートルの地点
基点31	基点30から67度15分56秒13.49メートルの地点
基点32	基点31から65度04分55秒4.76メートルの地点
基点33	基点32から64度38分43秒6.24メートルの地点
基点34	基点33から64度17分44秒5.77メートルの地点
基点35	基点34から64度04分47秒4.17メートルの地点
基点36	基点35から63度38分07秒13.17メートルの地点
基点37	基点36から63度29分48秒6.20メートルの地点
基点38	基点37から62度51分30秒3.33メートルの地点
基点39	基点38から63度11分42秒2.66メートルの地点
基点40	基点39から62度28分05秒6.17メートルの地点
基点41	基点40から62度08分41秒13.13メートルの地点
基点42	基点41から61度51分48秒6.16メートルの地点
基点43	基点42から61度33分23秒3.12メートルの地点
基点44	基点43から61度15分50秒2.88メートルの地点
基点45	基点44から61度03分03秒6.16メートルの地点
基点46	基点45から60度37分00秒13.10メートルの地点
基点47	基点46から60度13分25秒13.10メートルの地点
基点48	基点47から60度00分59秒16.58メートルの地点
基点49	基点48から60度04分59秒16.77メートルの地点
基点50	基点49から60度00分34秒17.70メートルの地点
基点51	基点50から59度58分32秒2.54メートルの地点
基点52	基点51から60度02分22秒16.26メートルの地点
基点53	基点52から60度02分13秒16.29メートルの地点

- 基点54 基点53から60度01分52秒15.61メートルの地点
- 基点55 基点54から60度01分55秒12.64メートルの地点
- 基点56 基点55から60度02分11秒15.86メートルの地点
- 基点57 基点56から60度05分52秒11.39メートルの地点
- 基点58 基点57から60度01分41秒14.37メートルの地点
- 基点59 基点58から59度47分26秒13.71メートルの地点
- 基点60 基点59から59度20分58秒13.20メートルの地点
- 基点61 基点60から58度48分37秒12.75メートルの地点
- 基点62 基点61から58度24分12秒12.45メートルの地点
- 基点63 基点62から57度54分37秒12.19メートルの地点
- 基点64 基点63から57度37分26秒9.13メートルの地点
- 基点65 基点64から76度27分32秒10.54メートルの地点
- 基点66 基点65から58度19分34秒20.02メートルの地点
- 基点67 基点66から144度14分13秒4.52メートルの地点
- 基点68 基点67から324度14分01秒102.21メートルの地点
- 基点69 基点68から48度33分31秒16.86メートルの地点
- 基点70 基点69から41度47分43秒4.88メートルの地点

- (2) 中城湾港東崎地区2 基点1と基点1から243度24分18秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点1から基点10までを順次直線で結んだ線、基点10と基点10から120度50分32秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域

基点1 四等三角点(吉5)我謝(北緯26度12分50秒742、東経127度46分21秒05)から356度58分31秒203.05メートルの地点

- 基点2 基点1から309度17分08秒2.19メートルの地点
- 基点3 基点2から309度17分08秒12.03メートルの地点
- 基点4 基点3から309度16分43秒4.54メートルの地点
- 基点5 基点4から217度21分00秒43.45メートルの地点
- 基点6 基点5から190度44分43秒87.15メートルの地点
- 基点7 基点6から210度22分59秒3.45メートルの地点
- 基点8 基点7から211度24分49秒5.98メートルの地点
- 基点9 基点8から120度48分46秒2.08メートルの地点
- 基点10 基点9から120度50分32秒1.46メートルの地点

- 4 意見の申出の方法及び提出期限 指定しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、令和元年12月27日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月21日 沖縄県指令土第496号、平成31年2月20日 沖縄県指令土第131号(変更)、平成31年3月7日 沖縄県指令土第189号(変更)、平成31年3月26日 沖縄県指令土第294号(変更)、令和元年11月11日 沖縄県指令土第784号(変更)
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字嶺井大那原392番ほか14筆(2工区)
  - 3 公共施設 なし
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市佐敷字新里1870番地 南城市長 瑞慶覧長敏
  - 5 検査済証番号 令和元年11月19日 第4611号
  - 6 工事完了年月日 令和元年11月12日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月14日 沖縄県指令土第503号、平成29年3月31日 沖縄県指令土第277号（変更）、平成30年5月29日 沖縄県指令土第455号（変更）、平成31年3月27日 沖縄県指令土第304号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか12筆（3工区）
- 3 公共施設の種類 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 ピーター・グルース
- 5 検査済証番号 令和元年11月19日 第4612号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月14日 沖縄県指令土第503号、平成29年3月31日 沖縄県指令土第277号（変更）、平成30年5月29日 沖縄県指令土第455号（変更）、平成31年3月27日 沖縄県指令土第304号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか12筆（2工区）
- 3 公共施設の種類の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学 園 理事長 ピーター・グルース
- 5 検査済証番号 令和元年11月19日 第4613号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月30日 沖縄県指令土第670号、平成30年8月1日 沖縄県指令土第598号（変更）、平成30年9月18日 沖縄県指令土第699号（変更）、令和元年6月21日 沖縄県指令土第468号（変更）、令和元年11月14日 沖縄県指令土第793号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市泡瀬六丁目1643番及び1643番21（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市長 桑江朝千夫
- 5 検査済証番号 令和元年11月22日 第4614号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月17日

## 人事委員会事項

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月6日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県人事委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第5条の見出しを「（人事評価支援システム）」に改め、同条中「原則として」の次に「、沖縄県人事評価支援システム（電子計算機を利用して人事評価に関する事務の処理を行うためのシステムで総務部人事課長が管理するものをいう。以下同じ。）で作成する」を加える。

第9条第2項中「1次評価者の」を「1次評価者による」に改める。

第10条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による通知及び前項の規定による閲覧は、沖縄県人事評価支援システムにより行うものとする。

第19条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

別表第1中

被評価者	1次評価者	2次評価者	調整者
参事	事務局長	—	—

被評価者	1次評価者	2次評価者	調整者
事務局長	人事委員会委員長	—	—
参事	事務局長	—	—

改める。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年度」を「 年度」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成 年度人事評価結果通知書」を「 年度人事評価結果通知書」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に改める。

第4号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「平成 年4月1日から平成 年3月31日まで」を

「 年4月1日から 年3月31日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年12月6日から施行する。ただし、第4条及び第19条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の沖縄県人事委員会事務局職員の人事評価実施規程の規定は、令和元年度の人事

評価から適用する。

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第15号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年12月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隈原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			
那覇市字安次嶺宇茶原	543番9	畑	雑種地	658	658.64	509.26	11.90	注1 注2
那覇市字安次嶺宇茶原	543番38	畑	雑種地	380	380.75	349.28	6.51	注3 注4
那覇市字安次嶺宇茶原	543番39	畑	雑種地	478	478.99	290.56	9.18	注5 注6

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB220、B218、B219、B223、B222、交点6、NO.43+10.00L6.9、NO.43+6.2508L6.9、交点9及びB220の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の交点9、交点4、NO.43+10.00L7.4、交点5、交点6、NO.43+10.00L6.9、NO.43+6.2508L6.9及び交点9の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注3 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のB209、交点1、NO.42R10.7、交点8、B218、B220及びB209の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注4 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の交点1、交点2、NO.42R11.2、交点7、交点8、NO.42R10.7及び交点1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注5 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の交点8、NO.43+6.00R11.85、NO.43+4.2705R10.9、NO.43+3.8066R9.75、交点3、B219、B218及び交点8の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注6 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の交点7、NO.43+6.00R12.35、NO.43+6.00R11.85、交点8及び交点7の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

#### 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平良長伸	那覇市字田原193番地

#### 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 田中利則	嘉手納町字嘉手納290番地9	土地賃借権

#### 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年11月14日

**沖縄県収用委員会告示第16号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年12月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隈原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測			
那覇市字宮城平田原	61番	宅地	宅地	337.51	337.52	10.29	3.54	注1 注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の4、61、11006、60及び4の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

注2 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の60、11006、61、59、11002、11003、58及び60の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
赤嶺完	那覇市辻1丁目3番22号
赤嶺力	那覇市辻1丁目3番22号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
支出負担行為担当官 沖縄防衛局長 田中利則	嘉手納町字嘉手納290番地9	土地賃借権
比嘉ユリ子	住所不明ただし、登記記録上の住所 那覇市辻町三丁目41番地	抵当権 昭和36年6月16日第9094号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年11月14日

**沖縄県収用委員会告示第17号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和元年12月6日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 名護都市計画道路事業3・4・4号伊差川線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市大中五丁目	5309番	畑	宅地	238	238.56	30.37	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のP1、12+7.5、12+2.5、P2、KA5、KA6、KA7及びP1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

## 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
上間初子	国頭郡今帰仁村字崎山1269番地
金城邦明	浦添市宮城四丁目8番2号
金城みさ子	名護市大南二丁目3番1-408号シャレール南
松岡正徳	鹿児島県大島郡知名町大字田皆8番地
儀間眞一	東京都中野区江古田4丁目24番14号グリーン・コート江古田103
儀間眞勇	島尻郡久米島町字銭田379番地の1
島袋賢一	浦添市内間四丁目17番15号
野原貞子	島尻郡南風原町字喜屋武434番地1
福原秀子	浦添市沢岬二丁目19番11-203号イーエムマンション
奥原正弘	沖縄市諸見里三丁目26番35号メゾン諸見里210号
上間和子	国頭郡本部町字瀬底1532番地2
菅谷美由紀	茨城県古河市葛生1674番地3
玉城祐樹	静岡県沼津市下香貫汐入2167番地の1カレラ206
玉城祐人	埼玉県蕨市南町4丁目15番4号蕨ベースハウス107号
玉城祐三	豊見城市字豊見城138番地コーポみなもと3-C
上間昭秀	名護市字辺野古352番地
上間文秀	東京都稲城市大丸939番地の15エスポワール南多摩301
仲宗根初枝	国頭郡本部町字谷茶61番地1
上間和秀	神奈川県大和市下鶴間二丁目5番34号L'Arles C201

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
宮里裕子	浦添市安波茶一丁目38番8-101号マンションニュータウン	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号
宮里聖子	浦添市安波茶一丁目38番8-101号マンションニュータウン	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号
宮里暁	那覇市辻1丁目3番20号金城アパート201	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号
宮里淳	那覇市辻1丁目3番20号金城アパート201	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号
比嘉育子	名護市大東四丁目8番17号	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号
宮里昇	名護市大南一丁目8番3号	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号
宮里敦	名護市大南四丁目6番9号	仮登記抵当権 昭和53年5月6日第2315号

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和元年11月14日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---